

# 平成病院訪問看護ステーション運営規程

## (事業の目的)

第1条 医療法人社団平成会が開設する指定訪問看護ステーション（以下「ステーション」）と指定訪問看護の事業及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護の必要を認めた高齢者及び、何らかの疾患、障害を抱えて地域生活を送る人に対して適切な指定訪問看護を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視し在宅療養が継続できるように支援する。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスを提供することを目的とする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 平成病院訪問看護ステーション
- 二 所在地 八代市大村町720番地1

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者1名（看護師との兼務）  
管理者は、ステーションの従事者の管理及び指定訪問看護の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元化に行う。
- 二 看護師等 看護職員他 常勤換算方法で2.5人以上  
看護師等は、訪問看護計画及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 月～金 午前9時00分から午後5時00分  
土 午前9時00分から午後0時00分とする。
- 三 24時間電話等に常時対応でき、緊急時訪問看護を必要に応じて行える体制とする。

(訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 一 病状・障害の観察
- 二 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 三 食事及び排泄等の日常生活の世話
- 四 褥瘡の予防・処置
- 五 リハビリテーション
- 六 ターミナルケア（疼痛・緩和ケア）
- 七 認知症患者の看護
- 八 療養生活や介護方法の指導
- 九 カテーテル等の管理
- 十 その他医師の指示による医療措置

(利用料)

第7条 指定訪問看護を提供した場合の利用料額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、その1割及び2割又は3割の額とする。法定代理受領分以外のときは、その10割とする。

- 2 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問看護に要した交通費は、実施地域を超えた地点を起点として実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

通常の事業の実施地域を超えた地点から5キロメートルにつきおおむね 100円  
(以後5kmごとに100円)

- 3 前二項の費用の支払いを受け取る場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、八代市とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(苦情処理)

第10条 管理者は、提供した指定訪問看護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 1 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 当事業所は、サービス提供に伴って、事業所の攻めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

(虐待の防止)

第12条 当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- 1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 3 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

第13条 訪問看護ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後6ヵ月以内
- 二 継続研修 1年1~2回(法人内研修を含む)
- 3 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる。ため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規定は、平成26年9月1日から施行する。

平成30年4月1日一部改正。

令和2年5月1日一部改正。

令和4年7月6日一部改正。

令和6年4月1日一部改正。